

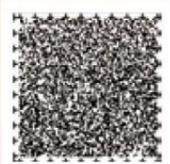
# ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、  
 大人が担うような家族の介護（障害・病気・精神疾患のある保護者や祖父母の介護など）  
 や世話（きょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響が及んでいる  
 18歳未満の子どもたちをいいます。

実際に中学2年生では約17人に1人、高校2年生では約24人に1人の割合でいると  
 されています。また、小学6年生でも約15人に1人が「家族の世話をしている」と答え  
 ています。

**がん・難病・精神疾患などの病気の家族を看病している。**  
**家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている**  
**障害や病気のある家族の世話や見守りをしている**  
**目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている**  
**障害や病気のある家族に代わり、料理や掃除などの家事をしている**  
**家計を支えるために働き、障害や病気のある家族を助けている**  
**アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している**

ヤングケアラーを適切に支援するためには、私たち一人ひとりが当事者の置かれている状況を理解し、その気持ちを尊重することが大切です。



# 子どもの権利とは

子どもの権利とは、社会的に弱い存在でもある子どもたちが、国や大人から適切な支援を受けながら安心して成長するための権利です。

しかし、歴史的に「子どもは大人の所有物」と捉えられていた時期もあり、権利の主体としての人権は認められないまま、大勢の子どもたちが戦争や病気、つらい労働などの犠牲になってきました。

そのような現実をなくすため、子どもの基本的な人権を国際的に保障する仕組みづくりが強く求められるようになり、1989年11月、国連で子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）が全会一致で採択されました。

## 子どもの権利条約

～子どもにとっていちばん大切な4つの権利～

### 1. 生きる権利

住む場所や食べ物があるなど命が守られること。

### 2. 守られる権利

あらゆる種類の差別や虐待から守られること。

### 3. 育つ権利

勉強したり、遊んだり成長すること。

### 4. 参加する権利

意見を言ったり、グループで活動したりすること。

